

よくあるお問合せ

申請書の記載方法について

様式第2号「地方基準点数」

Q. 「暴力団排除への取組の有無」で令和4年1月に受講した場合は評価されますか？

A. 串本町での講習は令和4年1月以降に開催される予定です。これらの開催地で講習を受講予定の方は、申請時には受講修了書を添付できません。この場合には、「1」を記入し申請書提出時に窓口で申し出てください。受講後、令和4年2月28日（月）までに、受講修了書を提出いただければ加点します。なお、期間内に提出がない場合は加点できません。

Q. 令和2年1月1日から令和4年1月31日までの間に不当要求防止責任者講習（定期）を受講する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で受講できませんでした。「暴力団排除への取組の有無」はどうなりますか？

A. 受講証明書に代えて定期受付のホームページに掲載している「不当要求防止責任者講習に関する誓約書」を提出してください。「暴力団排除への取組の有無」を有りとし、全業種に30点の加点を行います。また、格付けの例外措置（総合点数がAランクの基準を超えていてもBランクとする。）を行いません。なお、令和4年度中に不当要求防止責任者講習を受講し、かつ受講日の翌日から1か月以内に受講証明書写しを提出しない場合には、加点を取り消し、格付けの例外措置を行います。

様式6号「技術職員・CPD取得者数一覧表」

Q. 取得している全ての資格を書く必要がありますか？

A. 入札参加資格を申請する業種に対応する資格を全て記入してください。ただし、同一資格で1級と2級の両方を取得されている場合は、上位である1級の資格のみを記入してください。また、申請と関係のない業種に関する資格については記入する必要はありません。

様式7号「職員名簿（技術者以外）」

Q. 従業員でも備考欄にその旨の記載は必要ですか？

A. 必要ありません。個人においては代表者との続柄等、法人においては取締役等の役職がある場合に記入してください。

様式9号「重機・資材・緊急対応関係様式集」

Q. 「災害時対応仮設資材」の撮影日等は決まっていますか？

A. 原則として、審査基準日から3か月前までの間に撮影したものを使用してください。

Q. 「災害時対応重機」のバックホウの標準（カタログ上）のバケット容量が0.09 m³しかありませんが、0.11 m³以上のバケットを所有しています。評価されますか？2tダンプと回送車は所有しています。

A. カタログ等で0.11 m³以上が装着可能であると確認が出来れば評価します。

様式10号「資本・人的関係のある関連業者届出調書」

Q. 新規と変更のどちらに○をつければいいですか？

A. 定期受付においては全て「新規」に○をつけてください。以降、変更事由が発生した際の届け出は変更にも○をしてください。

Q. 該当がない場合は不要ですか？

A. 必要です。該当なしと記入して提出してください。

添付書類の記載方法について

添付書類イの2の1

Q. 取締役と株主等を兼ねている場合、併記が必要ですか？

A. 必要です。記入してください。

Q. 取締役で所有株数等が5/100に満たない場合でも、所有株数の記載は必要ですか？

A. 必要です。所有株数を記入してください。肩書きは「取締役」だけで構いません。

Q. 記載順は決まっていますか？

A. 別段の決まりは設けていません。

添付書類オ「労働保険料納付証明書（和歌山県提出用）」

Q. 様式オ「労働保険料納付証明書」は必須ですか？

A. 原則は適用事業所が提出するものとなります。

ただし、労災保険の特別加入を行っている場合等は提出してください。

なお、和歌山労働局への届け出と異なる内容を記入すると確認ができません。その場合は申請者自身で和歌山労働局において証明書を取得したうえで提出願います。

Q. 雇用保険の適用事業所ではありませんが、労災保険の任意加入をしています。この場合、どうしたらいいですか？

A. その場合は、「雇用保険事業所番号」欄は記入せず、「労働保険番号」欄に労災保険の番号を記入してください。

添付書類カ「社会保険料納入確認（申請）書（和歌山県提出用）」

Q. 添付書類カ「社会保険料納入確認（申請）書（和歌山県提出用）」は必須ですか？

A. 添付書類オ同様、原則は適用事業所が提出するものとなります。

任意加入されている場合等でも提出してください。

なお、年金事務所への届け出と異なる内容を記入すると確認ができません。その場合は申請者自身で年金事務所において確認書を取得したうえで提出願います。

添付書類について（新型コロナウイルス感染症関連）

添付書類「県税の納税証明書（原本）」

Q. 和歌山県税について特例による徴収猶予を受けているが、この場合は何を提出すべきですか？

A. 新型コロナウイルス感染症の特例により徴収猶予を受けている場合であっても県税の納税証明書(未納がない証明)は発行されますので、納税証明書を提出してください。ただし、徴収猶予を受けている場合で受付可能なのは新型コロナウイルス感染症の影響によることが確認できる場合に限りです。

よって、「徴収猶予中のもの」にチェックが入っている場合には、備考欄で新型コロナウイルス感染症の影響によることを確認できるものを提出してください。

Q. 和歌山県税に未納があり、換価の猶予を受けている場合には入札参加資格の欠格事由に該当しますか？

A. 該当します。

添付書類「消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）」

- Q. 新型コロナ臨時特例法により消費税の納税猶予を受けているため、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）を提出することができないが、この場合は何を提出すべきですか？
- A. 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条による国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定に基づき消費税の猶予措置を受けていることを証明する納税の猶予許可通知書を提出することによって納税証明書の提出に代えることができます。納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）の写しに代えて、「該当条項」に新型コロナ臨時特例法による猶予であることが記載されていて、審査基準日時点で猶予期間中である納税の猶予許可通知書の写しを提出してください。
- Q. 消費税又は地方消費税に未納があり、換価の猶予を受けている場合には入札参加資格の欠格事由に該当しますか？
- A. 該当します。